

介護保険料の 通知書を郵送します



市は、65歳以上の人に、平成31年度介護保険料の通知書（本算定）を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）を確認してください。
詳しくは、高齢介護課（☎47-7406）へ。

＜＜特別徴収＞＞

- ＊対象／老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人
- ＊通知書／9月中旬に郵送
- ＊納付方法／年金から天引き
※原則、年額18万円以上の年金を受給している人は年金天引ですが、年度途中で65歳になった人や、他の自治体から

転入した人などは、一時的に普通徴収での納付となります

＜＜普通徴収＞＞

- ＊対象／老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円未満の人
- ＊通知書／8月中旬に郵送
- ＊納付方法／納付書または口座振替



平成31年度 所得段階別の年間介護保険料			
所得段階	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.375	26,190円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円を超え、120万円以下の人など	基準額×0.575	40,158円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人など	基準額×0.725	50,634円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.90	62,856円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、第4段階に該当しない人など	基準額	69,840円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人など	基準額×1.20	83,808円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人など	基準額×1.30	90,792円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人など	基準額×1.50	104,760円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人など	基準額×1.70	118,728円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人など	基準額×1.75	122,220円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上900万円未満の人など	基準額×1.80	125,712円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	基準額×1.90	132,696円

国民健康保険料の 料率を決定

8月中旬に通知書を郵送

令和元年度の国民健康保険料の料率および最高限度額が右表のとおり決まりました。年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額となります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更(決定)通知書」と4期(8月)からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの1期から3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっています。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。

生活困窮に関する こころの健康相談窓口を 開設します

- とき／8月27日、9月3・10日 いずれも火曜日の午前9時～11時、午後2時～4時
- ところ／大垣市生活支援相談センター（総合福祉会館4階相談室）
- 内容／市内在住で、経済的に困窮している人（生活保護受給者は除く）を対象に、専任の相談員が、自立に向けた解決策などを支援するほか、健康上の悩みなどを相談
- 申込／同センター（☎75-0014）または、社会福祉課生活支援グループ（☎47-7214）へ



各種手当の 現況届などの提出を！

市は、特別障害者手当や児童扶養手当などの手当を受けている人（所得制限で支給停止の人を含む）に、現況届などを郵送しますので、必要事項を記入・押印のうえ、期日までに提出してください。提出は、平日のみ（児童扶養手当のみ一部土日）受け付けます。

なお、期限までに提出がない場合、手当の支給が停止となります。また、この手続きを2年間しないと受給権が消滅しますので、ご注意ください。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当

- 郵送時期／いずれも8月中旬
- 提出期間／8月9日(金)～9月11日(水)
- 提出場所／障がい福祉課、上石津・墨俣地域事務所
- 問合せ／障がい福祉課（☎47-7298）へ

児童扶養手当、特別児童扶養手当

- 郵送時期／児童扶養手当は7月下旬、特別児童扶養手当は8月上旬
- 提出期間／児童扶養手当の現況届＝8月1日(木)～30日(金) 特別児童扶養手当の所得状況届＝8月9日(金)～9月11日(水)
- 提出場所／子育て支援課、上石津・墨俣地域事務所
- 備考／児童扶養手当のみ、8月24日(土)・25日(日)の午前10時～午後3時に、市役所本庁舎1階第5会議室でも受付
- 問合せ／子育て支援課（☎47-7092）へ



未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金の申請受付

- ▶対象／令和元年10月31日現在で、これまでに法律婚をしたことがない人で、11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ▶給付額／17,500円
- ▶申請方法／8月の児童扶養手当現況届の手続きと同時に申請
- ▶問合せ／子育て支援課（☎47-7092）へ

令和元年度 国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40～65歳未満)
所得割	基準総所得金額※の	7.15/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	13.80/100	4.20/100	5.50/100
均等割	被保険者1人につき	24,700円	8,000円	8,800円
平等割	1世帯につき	20,700円	6,800円	5,300円
最高限度額		610,000円	190,000円	160,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額